

平成 27 年 2 月 20 日

会 員 各 位

公益社団法人

日本認知症グループホーム協会

会長 河崎 茂子

決 意

～平成 27 年を生き抜く～

平成 27 年度介護報酬改定では、認知症対応型共同生活介護の基本報酬は▲ 5.7%という厳しい結果となりました。

当協会は、認知症ケアのフロントランナーとしての自負のもと、要望書の提出、5万5千筆を超える署名の提出等を通じ、地域包括ケアシステムにおける認知症グループホームが果たすべき役割を担ってきました。また、「平成 26 年介護事業経営実態調査」の認知症グループホームの収支差率 11.2%については、「当協会の調査結果（収支差率 5.4%）と乖離があること」、「小規模事業体であることを踏まえ、収支差率でなく収支差額で判断してほしい」等の反論を行ってきました。

私は当協会会長に就任以来、執行部とともに、会員の皆さまが喫緊の課題とする施策につきましては、「1 ユニット 9 人」を基本とする認知症グループホームの現状に立っての主張を続けてまいりました。そうした主張や思いが今回の基本報酬の見直しに反映されなかったことは、残念無念の思いです。新設された加算も地域の様々な事情の中で、このままの要件では算定できるグループホームは決して多くはないのが現実です。

しかし、我々は日々取り組む認知症ケアの歩みを停滞させるわけにはいきません。認知症の国家戦略である新オレンジプランは、『認知症グループホームが地域における認知症ケアの拠点として、その機能を地域に展開し、共用デイや認知症カフェ等の事業を積極的に行うことを期待する』と明記しています。国民は求めているのです。だからこそ、我々は、与えられた役割を果たすだけでなく、グループホームの今後あるべき姿を自ら探りつつ、その存在を確かなものにしていかなければなりません。

協会は今、新オレンジプランに生命を吹き込み、真に実効性のあるものにするために、以下のことを、国に強く要望していきます。

「基本報酬の検証と、介護事業経営実態調査の根本的見直し」

「適正な加算取得のための早急な環境整備」

「地域医療介護総合確保基金（介護分）の周知と確実な執行」

「認知症カフェや出前相談等、認知症地域支援・ケア向上推進事業の柔軟な活用」

「ユニットの複数化や共用デイ等への、国の自治体への積極的な支援」

「介護保険事業計画・介護保険事業支援計画による介護サービス基盤の着実な整備」

平成 27 年をともに生き抜くため、皆さまと心をついに、次なる一步の方向を示します。